

# 35. 規制改革関連制度の連携強化

- 社会全体が裨益する規制・制度改革や事業化を実現するため、特区、サンドボックス、グレーゾーン解消制度など、様々な規制改革関連制度を相互に連携し、スタートアップなど利用者目線での一体的運用を推進。

## 現行制度による課題

- 各規制改革関連制度が個別に運用されていることから、スタートアップなど事業者にとって各制度の役割分担や取組・進捗が分かりにくい。
- 事業者単位（サンドボックス、新事業特例）または地域単位（特区）における規制改革事項の全国展開に時間がかかる場合がある。
- グレーゾーン解消制度において、回答に数年を要するケースや地方自治体や司法による判断であること等を理由に明確な見解を示さないケースが顕在化。



## 規制改革の方向性

- ア 規制改革関連制度に関する情報発信強化等 **【R6年度以降】**
  - 規制改革の取組を、分野・類型ごとに制度横断的にHP等で開示
- イ 規制改革関連諸制度間の連携 **【R6年度以降】**
  - サンドボックス実証や新事業特例、特区による特例措置について、全国展開に向けた検討体制の強化（規制改革推進会議が進捗を把握し必要に応じ取上げ）
  - 規制改革推進会議における議論を通じ、地域・事業者を限定した先行的な実施、実証が適切な規制改革事項について、特区やサンドボックス等での検討を要請。
- ウ グレーゾーン解消制度等の透明性向上 **【R6年度以降】**
  - 2年以上の検討を要するなど長期化傾向のグレーゾーン解消制度について、相談開始から3か月の回答を目指すとともに、6ヶ月超が経過した未回答件数等を公表。
  - 地方自治体や司法の判断事項等を理由に明確な回答がない場合に申告を受付。
  - ノーアクションレター制度の、グレーゾーン解消制度との一体的運用などを検討。

## 参考1 規制改革関連制度の概要

事業者単位	規制のサンドボックス制度	期間や参加者等を限定した実証による円滑な事業化・規制の見直し	内閣官房
	新事業特例制度	新事業に関わる規制の特例措置を創設し、個別の事業計画を認定	経済産業省
	グレーゾーン解消制度	新事業について、規制の適用の有無を主務省庁のサポートの下確認	総務省
	ノーアクションレター制度	新事業について、規制の適用の有無を規制所管省庁に確認	総務省
地域単位	国家戦略特区	規制改革の突破口として、特区において経済社会の構造改革を重点的に推進	内閣府 (地方創生推進事務局)
	構造改革特区	地域特性に応じた経済社会の構造改革・地域活性化	
	総合特区	国際競争力強化・地域活性化に係る特例措置等を総合的・集中的に推進	
全国単位	規制改革推進会議	規制改革の基本的事項を総合的に調査審議	内閣府 (規制改革推進室)
	規制改革・行政改革ホットライン	広く国民や企業等から規制改革に関する提案を受付	

## 参考2 グレーゾーン解消制度の対応状況（R5.11時点）

